入　札　公　告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和８年１１月１３日

分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局石垣島農業水利事業所長
石原　正一

１　工事概要

（１）工 事 名　令和８年度　石垣島農業水利事業
二又系統伝送装置設置工事

（２）工事場所　沖縄県石垣市字大浜、宮良及び伊原間内

（３）工事内容　本工事は、国営石垣島土地改良事業計画に基づき、大浦系統及び二又系統の電気通信設備を更新するものである。
本工事の概要は次のとおりである。

１）大浦系統

情報伝送設備	１式
計装設備	１式
電気設備	１式

２）二又系統

情報伝送設備	１式
計装設備	１式
電気設備	１式

（４）工　　期　令和９年１２月１６日まで。

（５）本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（参入促進型））の適用工事である。
また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

（６）本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

（７）本工事は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号（以下「予決令」という。）第 85 条に基づく調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第 86 条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

（８）本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間沖

縄総合事務局（農林水産部）管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

（９）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

(10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(11) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に関わる確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

(12) 本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「沖縄総合事務局農林水産部工事成績等評定実施要領」に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(13) 本工事は、受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

(14) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(15) 総価契約単価合意方式の適用

本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象外の工事である。

(16) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(17) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を推奨する工事である。

(18) 本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

(19) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

(20) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営　繕　費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(21) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるも

のとする。

2　競争参加資格

（1）予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）沖縄総合事務局における令和７・８年度一般競争参加資格の定期受付において申請を行い受理されていること。

ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

落札決定時までに令和７・８年度一般競争参加資格を認められなかった場合は入札を無効とする。

（3）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(2)の再認定を受けた者を除く。

（4）施工実績

①　平成 28 年 4 月 1 日以降に元請けとして自ら製作、据付し、完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。

なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。

元請として自ら製作、据付けとは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様等を示し他社に外注する製品（委託生産品・ＯＥＭ生産品）については、自社製品として扱う。

「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また、据付けも同様である。

②　同種工事とは、通信工事とし、規模は問わないものとする。

また、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

（5）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

また、配置予定技術者については、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えないものとする。

配置予定技術者の専任制については、以下のとおり。

・工場製作については、専任制を義務付けない。

・現場据付については、専任制を義務付ける。

・工場製作担当者は、現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外も可）として従事すること。ただし、常駐する必要はない。

①　１級又は２級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であるこ

と。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

ア　技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気電子）の資格を有する者。）

イ　電気通信主任技術者（有資格後実務経験５年以上）

ウ　以下に示すいずれかの資格を有する者

ａ．指定学科（機械工学に関する学科）を卒業後、機械器具設置工事で下記の実務経験を有する者

ⅰ　高等学校（旧実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上

ⅱ　高等専門学校（旧実業学校を含む）、専門士　３年以上

ⅲ　大学（旧大学を含む）、高度専門士　３年以上

ｂ．10 年以上、通信工事又は電気通信工事の実務経験を有する者

ｃ．登録基幹技能者講習を修了した者

エ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

②　平成 28 年 4 月 1 日以降に、上記(5)②に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（６）本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

（７）申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 27 年 4 月 1 日付け府総会計第 375 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（９）同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係が無いこと。

(10)「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）及び「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について」（平成 25 年 12 月 11 日付け閣総会第 514 号及び府会総 1190 号内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官及び内閣府大臣官房会計課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3　総合評価落札方式に関する事項

（1）評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　企業評価

③　技術者評価

（2）総合評価の方法

①　「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、「加算点」の最高点を 10.0 点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記(1)①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記(1)の評価項目（企業評価、技術者評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点 10.0 点を評価点数の最高点（満点）10.0 点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点 10.0 点／評価点数の最高点 10.0 点）}

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式(簡易Ⅱ型（参入促進型）)は、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という）により行う。

⑤　「技術者評価」について複数の候補者の記載がある場合は評価の低いもので評価するものとする。

⑥　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

（3）落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

4　入札手続等

（1）担当部局

〒907-0023　沖縄県石垣市字石垣 486 番地 1　NTT 八重山ビル 3 階

沖縄総合事務局石垣島農業水利事業所

庶務課　経理係
電話　0980-84-3500
電子メールアドレス　ishigaki.keiri.i4h@ogb.cao.go.jp

（２）入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：別表１①に示す日時

②　交付場所：入札説明書等は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記（1）にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

③　そ の 他：配付資料は無料である。

（３）申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：別表１②に示す日時

②　提出場所：上記(1)に同じ。

③　そ の 他：電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記②に持参すること。

なお、申請書及び確認資料が、10ＭＢを超える場合の提出方法については、提出必要書類一式（申請書及び確認資料）を紙形式により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）によることができるが、申請書については提出期間内に電子入札システムに登録すること。

（４）入札及び開札

①　入札方法：電子入札方式による入札の場合
別表１③に示す日時
紙入札方式による入札の場合
別表１④に示す日時に③の場所にて入札する。

②　開札日時：別表１⑤に示す日時

③　開札場所：沖縄総合事務局石垣島農業水利事業所入札室

④　留意事項：紙入札方式による場合は１の（11）により発注者の承諾を得た上で、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

５　その他

（１）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付。（保管金の取扱店　日本銀行石垣代理店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供。（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁　沖縄総合事務局石垣島農業水利事業所）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を

行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）配置予定技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

（５）手続における交渉の有無　　無。

（６）契約書作成の要否　　要。

（７）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により契約を締結する予定の有無　　無。

（８）低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は 10 分の 3 以上とする。

低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。

（９）契約締結後のＶＥ提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

(10) ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(11) 発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

(12) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(14) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても、上記４(3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(15) 電子入札について

① 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

② 電子入札方式に障害等やむ得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③ 電子入札方式に係わる運用については、「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」による。

(16) 出来高部分払方式

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合は、短い期間で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(17) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

(18) その他

詳細は入札説明書による。

別表１　入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	令和８年１１月１３日から令和８年１２月１５日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。
②	申請書及び確認資料の提出期間	令和８年１１月１３日から令和８年１１月２４日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。
③	電子入札方式による入札期間	令和８年１２月１１日から令和８年１２月１５日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。 ただし、令和８年１２月１５日は、午後 3 時 00 分まで。
④	紙入札方式による入札日時	令和８年１２月１７日　午前 10 時 00 分
⑤	開札日時	令和８年１２月１７日　午前 10 時 00 分

＊「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第１条に規定する行政機関の休日をいう。